

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 1 号 ＞

令和 2 年第 7 回 沖 縄 県 議 会 （ 11 月 定 例 会 ）

令和 2 年 11 月 25 日 （ 水 曜 日 ）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 令和2年11月25日 水曜日
開 会 午前10時56分
散 会 午前11時46分

場 所

第2委員会室

議 題

1 甲第5号議案 令和2年度沖縄県病院事業会計補正予算（第3号）

出席委員

委員 長	末 松 文 信 君
副委員 長	石 原 朝 子 さん
委 員	小 渡 良太郎 君
委 員	新 垣 淑 豊 君
委 員	仲 里 全 孝 君
委 員	照 屋 大 河 君
委 員	比 嘉 京 子 さん
委 員	瀬 長 美佐雄 君
委 員	玉 城 ノブ子 さん
委 員	喜友名 智 子 さん
委 員	上 原 章 君

委員外議員 なし

説明のため出席した者の職・氏名

病 院 事 業 局 長	我那覇	仁 君
病 院 事 業 統 括 監	大 城	博 君
病 院 事 業 総 務 課 長	玉 城	洋 君
病 院 事 業 経 営 課 長	古 堅	圭 一 君

○末松文信委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

甲第5号議案令和2年度沖縄県病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

なお、ただいまの議案については、本日開催された本会議において、先議案件として本委員会に付託されております。

本日の説明員として病院事業局長の出席を求めています。

甲第5号議案令和2年度沖縄県病院事業会計補正予算（第3号）の審査を行います。

ただいまの議案について、病院事業局長の説明を求めます。

我那覇仁病院事業局長。

○我那覇仁病院事業局長 令和2年度沖縄県病院事業会計補正予算案の概要について、サイドブックに掲載されております令和2年度病院事業会計補正予算（案）説明資料に基づいて、御説明いたします。

お手元の資料の1ページを御覧ください。

まず、1の補正予算の考え方について御説明いたします。

今回の補正予算案は、新型コロナウイルス感染症の対応に伴って、各県立病院において生じた医療資器材等の追加の需要への対応及び令和3年3月から始まるマイナンバーカードの健康保険証利用に伴い、関係するシステムを改修する必要があるため、補正予算を編成するものであります。

次に、2の補正予算（案）の概要について御説明いたします。

（1）の収益的収支予算の補正については、収益的収入において医業外収益を1971万7000円増額補正し、これを既決予定額に加えますと、補正後予定額は647億6975万5000円となります。

また、収益的支出において医業費用を1966万6000円増額補正し、これを既決予定額に加えますと、補正後予定額は679億8455万7000円となります。

続いて、(2)の資本的収支予算の補正については、資本的収入における企業債、他会計補助金及び国から直接交付が見込まれる国庫補助金を合わせて4億9563万3000円増額補正し、これを既決予定額に加えますと補正後予定額は69億4391万7000円となります。

また、資本的支出における建設改良費を4億9654万6000円増額補正し、これを既決予定額に加えますと、補正後予定額は77億5154万円となります。

以上で、令和2年度沖縄県病院事業会計補正予算案の概要説明を終わります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○末松文信委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

これより、甲第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑に際しては、引用する予算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で、説明資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

さらに、マスクの着用により発言が聞き取りづらいおそれがありますので、マイクに近づいて発言する等御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。コロナウイルス感染症の対応で、医療資器を購入するということでしたけれども、コロナウイルスの県内での発生状況と病院の対応の変化で、どういうふうに器材の追加の購入をする内容になったのか。コロナウイルスの県内での発生状況の変化と今回の購入器材の関係について、教えてください。

それからもう一つは、システム改修に当たって県内の業者さんを使うことになっているのか。そういったところを教えてください。

○玉城洋病院事業総務課長 新型コロナウイルスの感染の状況について説明を

します。11月24日、昨日ですけれども、昨日時点の県立病院での入院患者数は全体で33名となっております、県全体では169名の入院患者がおりまして、県立病院の占める割合は19.5%というふうになっております。また、入院患者に占める重症者の割合ですけれども、県立病院は6%となっております。ちなみに、県全体では重症患者は1.8%となっております。

○古堅圭一病院事業経営課長 今回の補正予算の医療資器材の購入について、お答えいたします。御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、県立病院を中心に各医療機関が対応しているわけですが、患者の発生状況といいますか、日々刻々と変化をしております、これまでの補正予算においても、その時点で必要な医療資器材というのを各病院の要望に基づいて必要な予算の範囲内で購入をしてきたわけでありまして、今回の補正予算も同じような理由で、各病院の要望を踏まえて措置しようというものであります。

それから、2点目のマイナンバーカード関連の御質問ですが、マイナンバーカードを健康保険証代わりとして利用されるのが来年の3月から始まるということで、県立病院のシステムを改修するために必要な経費を補正予算として提出しておりますけれども、現在、県立病院の電子カルテ、あるいは医事会計システムを開発されておられる会社というのがありまして、今現在、5病院中約3病院が県内に本店、支店、それから営業所等を有する県内企業となっているというふうな状況になっております。

以上です。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

○末松文信委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。まず、ちょっと確認したいのが、補正予算案の概要ということで、収益的収支予算の補正のところでは32億1480万2000円の赤になっていると思うんですけど、そしてまた(2)の資本的収支予算の補正のところでは8億762万3000円の赤字ですよね。この資本的収支予算の補正のところには、下のほうに過年度分損益勘定留保資金で補填する予定であるとあるんですけど、上のほう、収益的収支予算の補正の不足分のというものの対応というのはどういうふうにするのかというのをちょっと確認させて

いただきたいのが1点と、もう一点は、昨日、補足の資料を頂きまして、その中にマイナンバーカードの保険証利用についてということであったんですが、これにメリットと書いてある部分がありました。このメリットは私もそうだろうなと思うんですけども、例えばメリットがあればデメリットもあるのかどうかというのが1点ですね。

そして、続いてその際にシステムの改修費用というのがあって、その下にですね、昨日頂いた資料なんですけれども、顔認証つきカードリーダーというのがあるんですが、これはどういったものなのかというのを教えていただきたいです。3点、まずはお願いします。

○古堅圭一病院事業経営課長 お答えいたします。

まず、今回の補正予算のうち、収益的収支予算の収益と費用の差額から御説明いたします。医業外収益については4875万7000円、それから医業費用については4870万6000円計上しておりますが、その差額、約5万1000円ほど差額が生じておりますが、実は収益的収支予算のほうに組まれている薬品費、それから診療材料費等の診療材料については、経理上、税抜きで計上している関係で、その税、消費税関係ですね。その税の分が他の品目と異なる税抜き処理で計上されている関係で、差が生じているということでございます。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から32億1480万2000円が何で補填されるのか確認したいとの発言があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

古堅圭一病院事業経営課長。

○古堅圭一病院事業経営課長 大変失礼いたしました。

補足説明資料の中で収入と支出の差、約32億円ほどマイナスになっているということですが、これは公営企業の予算を立てる際にあらゆる医師、看護師等々の医療資源を投入して、その年度の経営成績がどうなるかというのをあらかじめ見積もった上で予算編成をしている関係で、令和2年度、今年度末の決算見込みはほぼマイナス32億円の赤字を予定しているということでございます。32億円の赤字の決算が見込まれているということで、マイナス32億円余りの補正後予定額ということになっております。

○末松文信委員長 答弁漏れがありますので、続けてください。

○古堅圭一病院事業経営課長 各委員のほうにお手元にお配りしているマイナンバーカードのチラシ、これは厚生労働省のホームページから出力した資料でありますけれども、メリットとしては、その中のほうに書かれている6つほどメリットがございますけれども、あえてデメリット、デメリットと言えるのかどうか分かりませんが、強いて挙げるとすれば、マイナンバーカードを持っているだけでは保険証代わりとしては使用できないということでございます。ここにも書いてありますけれども、マイナポータルと呼ばれるオンラインシステムでもって御自身で所要の登録手続を終えないと、医療機関では使用できないと、そういう仕組みになっている。この点があえて、強いて挙げるとすればデメリットに当たるのかなということで考えております。

それから、3点目の顔認証システムとはどういうものかという点の御指摘ですが、今御覧いただいているカラーのチラシのほうにちょっとウサギさんが書いておりますけれども、既にマイナポータルと呼ばれるオンラインシステムで登録をした小さなカードを病院窓口でこのようにかざすことで、そのカードに入っている、ICチップと呼ばれる非常にいろいろなデータが入っているものがあるそうですが、そのデータと、そのリーダーの上のほうに小さい窓、カメラみたいなものがあるそうです。それが実際に持参した方の情報、画像を読み取って、そのカードに登録されている本人情報が一致しているかどうか、そのリーダー、機械で処理をして本人を確認して受診に至るといようなシステムが構築されているようです。

以上でございます。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。32億円ほどの赤字が見込まれているということは分かりました。

それに対して、下の資本的収支予算の補正のところでは、過年度分の損益勘定留保資金で補填する予定であるというふうになっておりますけれども、同じように32億の分も同様の過年度分の留保金等々があって、それでちゃんと補填することが可能なのか。もしくは、何か例えば国からの財源、このコロナ対応の財源が来るのかどうかというのを教えていただきたいというのが1つと、あと、これは分かるかどうか分かりませんが、例えば今回マイナンバーの健康保険証利用ということで、大分いろいろな手続が簡略化されてくるというふうな認識ができました。例えば県の職員がどの程度マイナンバーカードを持っているの

かということについて、またその普及についてしっかりと取組をされているのかということも併せて、もし分かればいいので教えてください。

○古堅圭一病院事業経営課長 マイナンバー関連の経費について補正予算を提出したわけでございますけれども、実はマイナンバーカードの制度運用の総合窓口というのは病院事業局ではないということでありまして、県職員でどれだけの方がカードを持っているかという数字は把握しておりません。

それから、もう一方の御指摘ですね。資本的収支予算の補正後予定額、8億762万3000円のマイナスになっているものの補填はどうなるのかということですが一失礼しました。収益的収支予算の補正ということで、先ほど御説明したとおり、令和2年度の現時点での決算見込みがマイナス32億円ということでありますので、前年度末で約89億円の累積赤字、累積欠損金がありましたので、その89億円にこの32億円が上乘せをされるような格好で、欠損金が増えるということになります。

○新垣淑豊委員 最後に、これはあくまで要望です。担当部局は別のところだと思いますけれども、せつかくこういった形で、僕はいい仕組みだと思っていますので、ぜひ病院事業局の中でもマイナンバーカードの取得についてしっかりと告知をしていただく。そして、事業局の人たちも全てマイナンバーカードを所持するような形にしていただければなということ、お願いをして終わりたいと思います。

○末松文信委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 お願いします。資本的収支予算の補正で、今回、超音波画像診断装置等医療機器の整備に伴うものであると。この超音波の医療機器は幾らぐらいの金額とかは分かるんですか。

○古堅圭一病院事業経営課長 今回、新型コロナに対応するために必要な医療機器を購入する経費を計上しておりますけれども、今後、予算が可決された暁には、入札とかという手続が控えておりますので、その入札事務に支障が出るおそれもあるものですから、1台当たりの額が大体どれくらいかということについては、少しお答えを差し控えたいと思います。

○上原章委員 通常こういう予算を組むときは、今回明細、台数等の資料を頂いていますけど、目安となる金額というのはあるんじゃないんですか。こういうのを公表したら影響があるということですか。

○古堅圭一病院事業経営課長 お答えします。

今後の購入機器については控えたいと思いますけれども、既に発注をしたものについて御説明をしますと、例えば超音波画像診断装置、北部病院のほうではこれまで2台購入しておりますけれども、2台分合わせて執行額として990万円、約1000万円の執行実績になっております。

○上原章委員 説明資料にあえて書いてあったので確認したんですけど。参考までに、今回の器材で一番高額なものとかは分かるんですか。

○古堅圭一病院事業経営課長 今回、購入しようとする医療機器の中で一番高額と思われるものは、やはりCT撮影装置になろうかと思います。

○上原章委員 金額は。

○古堅圭一病院事業経営課長 このCTについても、今後入札等もありますので控えたいと思いますけれども、通常は億単位の医療用資器材ということになっております。

○上原章委員 分かりました。ありがとうございます。

局長、今回こういうコロナ禍の中で、本当に必要な器材は早めにしっかり強化しないとイケないと思うんですけど、第3波が来る中で、非常に今病院現場の厳しい状況というのが報道でもよくあるので、人の強化というか、本当に現場にいる方々が大変な労働環境の中で頑張っている。県立病院、特に南部医療センターも通常の業務にどうしてもコロナのそういった体制を組む中で、通常の業務にも支障があるというのも結構聞いているんですけど、特に異常分娩で受け入れるNICUですかね。ああいったところの方々も本当にぎりぎりまで頑張っているということを聞くんですけど、その辺の支援というか、医療に支障があっては困るので、その辺は今回の予算とはちょっと違うんですけど、局としてどういう対応をされているか、ちょっと教えていただけませんか。

○我那覇仁病院事業局長 ありがとうございます。特に今、ベッドの数という

のは、ある程度フェーズによって県立病院で準備するのは可能な状態なんですけど、やはり医療現場の医師とか看護師が、もし感染で大量のスタッフが休むような状態になるというのと、正直言って、この方々をすぐその科に何名とかというのは非常に難しいことをごさいまして、まず第一に病院内で徹底してマニュアルに従って、おのずからまず感染を予防すると。やっぱりこの方向性が最も大切だと思います。

実は先日、宮古病院である科の医師が複数名、感染あるいは濃厚接触ということで、休まざるを得なかった。そうなってきますと、これはただ医師ということじゃなくて、その科の専門の医師を送らないと、当直業務とかができないというふうになります。そういうことがあったものですから、各県立病院にこういうときはお互い助け合おうということで、1週間程度、10日ぐらい応援を求めて、何とか切り抜けたというふうな状態がごさいます。

それから、看護師に関しても、やっぱり特に離島の看護師が非常に逼迫している状態であるという場合には、県では例えば島ナースという、いろんな離島をカバーする看護師がいるんですが、この方々を応援に行ってもらおうとか、それからコロナの病床が、患者さんが比較的少ない病院、そういったところから人を応援に出してもらおうということもあります。それから、これは9月の補正予算であったと思うんですけど、医師とか看護師以外にいろいろな看護補助員とか、やっぱりそういった人材的な補助をするということで、前回の補正予算では看護補助員とか、これは会計年度になりますけど、41名ほど雇用することで今後の流行に対して対応していきたいなど、そういうふう考えております。

以上でごさいます。

○末松文信委員長 ほかに質疑はありませんか。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 1点だけ。マイナンバーカードの運用に関して、少しお聞きしたいと思います。保険証として利用できるということで、全国的に普及が進んでいると思うんですが、普及していくという形だと思うんですけども、従来の健康保険証と新しいマイナンバーカード、しばらくは両方使うという形になると思うんですが、恐らくこれが普及してくると健康保険証をどう取り扱うのということが聞かれることが多くなっていくと思いますので、その部分を少し聞きたいなど。

具体的には、例えばマイナンバーカードを持たずに従来の健康保険証で病院を受診するというときに、後から例えばマイナンバーのカードの提出とかとい

うのが求められる形になるのか。従来どおり、健康保険証は健康保険証だけで受診ができると。マイナンバーとのひもつきの部分だけ健康保険証だったらできないよというふうな形になるのかとかですね。あとは、薬の情報もマイナンバーで統合するという話があるんですけども、薬局とかでも同じような形になっていくのか。例えば、今だったら調剤薬局に薬のシートを出してもらおうというふうな形になると思うんですが、これもマイナンバーカードとか提出をする一どこまで提出の必要性とか、従来の健康保険証でもいいですよという形なのか、できればマイナンバーカードも出してくださいということなのか。今後はマイナンバーカードに統合していく方向性があるのかとかですね、そこら辺を少し教えていただきたいと思います。

○古堅圭一病院事業経営課長 今回、マイナンバーカードの利用によって県立病院を受診する場合のシステム改修費、補正に計上したわけですけども、従来の保険証で県立病院を受診する場合にはマイナンバーカードは必要ございません。提示する必要もございません。ただ、いつまで併用といいますか、併用できる期間がいつまでかということまでは少し把握はしておりませんが、来年3月以降も、このマイナンバーカードの利用が始まるのは3月ということになっておりますので、当分の間は従来の健康保険証も併用できるということと考えております。

それから、2点目の薬剤の情報であるとか、そういうひもづけとの関係ではどうかという御指摘がありますけれども、基本的に医療機関の側が患者の過去の薬剤情報、それから特定健診情報を参照するためには、患者の事前の同意が必要になっておまして、患者さんはマイナンバーカードで病院の受付をする際に、顔認証つきカードリーダーの画面上で同意をするかしないか、事前に選択をするという仕組みになっております。したがって、マイナンバーカードを提示したことで、これまでの薬剤の履歴とかということが病院側に伝わるということではないということであります。

○小渡良太郎委員 マイナンバーについては個人情報の取扱い云々の部分がよく話題に上ったりもします。今言ったような手元にある説明資料でも、左下のほうにあくまでICチップの部分を認証として使うんだと。情報はそれぞれの病院だったら病院、薬局だったら薬局のサーバーに乗っかっているだけだから、これだけでは情報は流出しないんだというふうな説明で納得はできるんですけども、その部分、少し告知も含めてですね、まだまだ忌避感を持たれている方々もいらっしゃると思いますので、システムを導入するんだったら、プラスで普及

活動にも少しお力を注いでいただきたいというふうに、ここは要望いたします。

あと、この健康保険証とマイナンバーなんですが、私最近子供が生まれてですね、保険証はすぐ作れるけど、なかなかマイナンバーカードは作るのに時間がかかる。届くのもかなり時間がかかるというふうな形の部分がございます。将来的にどうなるか分からない部分ではあるんですが、子供、新生児とかに対してはマイナンバーカードが届くのに大分時間がかかりますので、恐らく従来の保険証で受診をするという方々がほとんどの形になっていくと思います。どういう形になるかは分からないんですが、健康保険証での受診も併せて、併用でしっかりやっていけるように、これも要望して終わります。

以上です。

○末松文信委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 1点だけ、マイナンバーカードの点について質問したいと思うんですが、このチラシの中の5番目。今、医療費の未収金問題は県立病院には大きな課題だろうと思うんですね。ここに保険請求の誤りや未収金という言葉があるんですけど、これは医療費の未収金ということではなく、医療保険の未収金についてになるのか。このことによって、例えば県立病院等、各病院等の未収金ということも明らかにできるのか。それが減るというグラフになっているので、そこを少し明確にさせていただくと意味のあることかなと思いたいんですが、いかがですか。

○古堅圭一病院事業経営課長 チラシのほうに、たしか5番目に医療保険の事務コストの削減ということで、御指摘のような内容が書かれておりますけれども、医療保険の請求誤り、確認を取ったわけではありませんけれども、例えばマイナンバーカードを持参して県立病院を受診した方がどういう保険に入られておられるのか。オンラインでつながっている関係で、請求元はどの保険機関に請求すべきかというのが瞬時に分かるということで、保険機関を誤ったために未収金が発生するとか、そういうことがなくなってくるのかなということがございます。

あとは、例えば交通事故等々で自賠責を使われて支払いをするとかですね。そういうふうな場合にも、瞬時に窓口でどういう保険を使えばいいのか等々がすぐ判明するというので、こういうロスが少なくなってくるのではないかと

いうことで考えています。

○比嘉京子委員 ちょっと私の質問、すみません。ちょっとずれているんですが、事業局長、未収金問題というのが、そのカードによって何か進展するということはあり得るんですか。

○大城博病院事業統括監 本人の資格確認で減るのは、もともと加入していた保険会社への誤った申請ですね。例えば、会社を辞めて今は国民健康保険に加入しているのに、会社のとときの保険証を提示されて、会社の保険に誤って請求をすると。そういう事務手続は減ると思いますけれども、未収金の削減に直接影響を与えるかというのは、そこまで与えるのかなという気がします。ただ、窓口で保険証でやり取りをするときには、端末に氏名とか生年月日とか何とかというのは全部記録しなければいけないんですけれども、そういった作業は必要なくなるということで、資料の5で表示されているのは、窓口の職員の事務に係るコストが減っていきますよという意味で図示されているんだと思います。

以上です。

○比嘉京子委員 それとは違うんだということは分かりました。

ここでですね、何といいますか、例えば今保険証だけをずっと使っていても診察できますよということの確認はできたわけですね。そうすると、保険証というのは、例えば保険料を払っている、払っていないでストップがかかったりということも出てくるので、そこではっきり分かるという点もいいたろうというふうには思うんですね。必ず保険証の提示というのはあるわけだから、それが今有効なのか、無効のなのかというチェックをするという点では評価できるし、その3番目のような限度額も、今、限度額証明書を窓口に取りに行くという手続等も排除されるという点ではいいんですが、やっぱりなかなかこの問題というのは、かといって、じゃ全てのデータが許可なしに使えるかといったら使えないですよというところもあるわけなので、いろいろなかなか難しいのかなという点もありますけれども、私としては、例えば未収金の取りこぼしにつながらなければ、すごく今言う県立病院の大きな進展になるのかなというふうに思ったものですから質問したんですが、それとは関係がなく、それぞれが入っている保険との関わりなんだという理解で、ありがとうございました。

○末松文信委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第5号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○末松文信委員長 再開いたします。

議案に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。
休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の方法などについて協議)

○末松文信委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

甲第5号議案令和2年度沖縄県病院事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第5号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された先議案件の処理は終了いたしました。

次回は、12月9日 水曜日 本会議終了後に委員会を開きます。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 末 松 文 信